

指定共同生活援助
報酬算定に係る自己点検表

事業所の名称	
事業所番号	
実地指導実施年月日	
記入者	職・氏名

岐阜県健康福祉部 障害福祉課

指定共同生活援助(介護サービス包括型・日中サービス支援型)

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算(記載例)	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
世話人	世話人配置が3:1				※日中サービス支援型事業所のみ算定可	勤務形態一覧表等 出勤簿 賃金台帳
	世話人配置が4:1					
	世話人配置が5:1					
	世話人配置が6:1				※包括型事業所のみ算定可	
利用定員	()人					
前年度の利用者数平均	()人					
生活支援員	事業所に必要なだけ、生活支援員の配置があるか				※日中サービス支援型共同生活援助は世話人・生活支援員のうち1名以上は常勤	勤務形態一覧表等 出勤簿 賃金台帳
夜勤職員	共同生活住居ごとに、夜間を通じて1名以上夜勤職員を置いているか					勤務形態一覧表等 出勤簿 賃金台帳
管理者	管理業務に支障がない場合は兼務可				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	勤務形態一覧表等 出勤簿 賃金台帳
サービス管理責任者	常勤 人、非常勤 人(常勤換算)					
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	サービス管理管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					資格書類
	※みなしサービス管理管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制である					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
体験利用	今まで、体験利用をした利用者に対して、報酬算定をしたことがあるか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が常勤専従で配置できていなかった時期が一定期間存在するか					
サービス提供職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を事業所が満たしていない期間が存在するか					
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					
大規模住居等減算	入居定員が8人以上21人未満の場合					
	入居定員が21人以上の場合					
	一体的な運営が行われている共同生活援助の入居定員の合計が21人以上の場合					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか					従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか					従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか					
	常勤職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害が利用者の100分の30以上いる際、専門性を有する職員を追加で配置しているか。					
看護職員配置加算	基準に定める人員に加え、看護職員を常勤換算で1名以上配置しているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	事業所に夜勤職員を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか					出勤簿 日報 賃金台帳 個別支援計画
夜間支援等体制加算（Ⅱ）	事業所に宿直職員を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか					出勤簿 日報 賃金台帳
夜間支援等体制加算（Ⅲ）	夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者の緊急事態に対応できるよう、常時の連絡体制または防災体制を確保しているか					連絡体制 委託契約書
夜間支援等体制加算（Ⅳ） 【R3.4.1～】	（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に夜勤職員を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか					出勤簿 日報 賃金台帳 個別支援計画
夜間支援等体制加算（Ⅴ） 【R3.4.1～】	（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に事業所に夜勤職員を配置し、夜間及び深夜の一部の時間帯において、利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか				（Ⅳ）を算定している利用者については算定しない。	出勤簿 日報 賃金台帳
夜間支援等体制加算（Ⅵ） 【R3.4.1～】	（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に事業所に宿直職員を配置し、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか				（Ⅳ）又は（Ⅴ）を算定している利用者については算定しない。	
夜勤職員加配加算	基準人員に加え、夜勤を行う従業員を1名以上追加で配置しているか				※日中サービス支援型事業所のみ算定可	出勤簿

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
重度障害者支援加算【～R3.3.31】	基準の人員に加え、さらに追加で生活支援員を配置しているか 強度行動障害障害支援者養成研修等の資格者が特定数以上配置されているか					
重度障害者支援加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	基準の人員に加え、さらに追加で生活支援員を配置しているか 強度行動障害障害支援者養成研修等の資格者が特定数以上配置されているか					
重度障害者支援加算（Ⅱ）【R3.4.1～】	以下の要件を満たしている事業所において、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合に算定しているか。 ①基準の人員に加え、さらに追加で生活支援員を配置しているか ②サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が「強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）」、若しくは「行動援護従業者養成研修」の修了者 ③生活支援員のうち20%以上が、「強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）」、若しくは「行動援護従業者養成研修」の修了者				重度障害者支援加算（Ⅰ）を算定する場合には算定しない。	
医療的ケア対応支援加算【R3.4.1～】	基準の人員に加え、さらに追加で看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要なものに対して支援を行った場合に算定しているか。				重度障害者支援加算（Ⅰ）又は医療連携体制加算が算定される場合には算定しない。	
日中支援加算（Ⅰ）	日中を施設外で過ごすことが困難な利用者に対して、個別支援計画に基づき必要な支援を行っているか					相談支援記録
日中支援加算（Ⅱ）	生活介護等利用者が心身の状況等によりサービスを利用できないまたは就労ができない場合、当該利用者に対して日中の支援を行っているか					
自立生活支援加算	退去する利用者に対し、退去後に必要な支援を行っているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
入院時支援特別加算	当該月における入院期間の日数の合計が3日以上7日未満の場合に必要な支援を行っているか					
	当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合					入院時訪問記録
長期入院時支援特別加算	利用者が長期で入院した際、必要な支援を行っているか					入院時訪問記録
帰宅時支援加算	帰宅期間が3日以上7日未満の場合					日報
	帰宅期間が7日以上の場合					
長期帰宅時支援特別加算	利用者が長期で帰省した際、必要な支援を行っているか					日報
地域生活移行個別支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、必要な相談援助等を行っているか					
精神障害者地域移行特別加算	精神科病院に1年以上入院し、退院後1年以内の利用者に対して、資格を有している者が支援を行っているか					
強度行動障害地域移行特別加算	強度行動障害を有しているかつ入所施設に1年以上入所し、退所後から1年以内の利用者に対して、資格を有している者が支援を行っているか					
強度行動障害者体験利用加算【R3.4.1～】	以下の①、②の要件をいずれも満たす事業所において、強度行動障害を有する者に対し、体験利用としてサービスを提供した際に、算定しているか。 ①サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が「強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）」、若しくは「行動援護従業者養成研修」の修了者 ②生活支援員のうち20%以上が、「強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）」、若しくは「行動援護従業者養成研修」の修了者				重度障害者支援加算が算定される場合は算定しない。	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
医療連携体制加算（Ⅰ）【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者1名に対して看護を行っているか。					
医療連携体制加算（Ⅱ）【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者2名以上に対して看護を行っているか。					
医療連携体制加算（Ⅲ）【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、従業員に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか。					
医療連携体制加算（Ⅳ）【～R3.3.31】	喀痰吸引等が必要なものに対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅴ）【～R3.3.31】	他の病院等と連携して看護師を24時間連絡できる体制を確保するとともに、重度化した場合の指針を定め、入居時に利用者に説明し同意を取っているか					
医療連携体制加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間未満）を行っているか				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅱ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間以上2時間未満）を行っているか				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅲ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（2時間以上）を行っているか				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅳ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護を行っているか				（Ⅰ）～（Ⅲ）、看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅴ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか。				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している場合は算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅵ）【R3.4.1～】	喀痰吸引等が必要なものに対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか				（Ⅰ）～（Ⅳ）、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅶ）【R3.4.1～】	他の病院等と連携して看護師を24時間連絡できる体制を確保するとともに、重度化した場合の指針を定め、入居時に利用者に説明し同意を取っているか				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
通勤生活者支援加算	利用者のうち100分の50以上が通常の事業所に雇用されている際、日中に就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

指定共同生活援助（外部サービス利用型）

事業所名

実施日 令和 年 月 日

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
世話人	世話人配置が4：1					勤務形態一覧表等 出勤簿 賃金台帳
	世話人配置が5：1					
	世話人配置が6：1					
	世話人配置が10：1					
前年度の利用者数平均	() 人					
管理者	常勤専従（管理業務に支障がない場合は兼務可）				当該事業所の従業者として従事する場合又は同一敷地内の事業所等の従業者等として従事する場合は兼務可	
利用定員	() 人					
サービス管理責任者	常勤 人、非常勤 人（常勤換算 ）					
	経験年数が基準を満たしているか					実務経験証明書
	サービス管理管理責任者資格・相談支援従事者研修受講証を保有しているか					
	※みなしサービス管理管理責任者の場合 1年以内に研修を受講できる体制であるか					みなし配置を認める障害福祉課からの書類
体験利用	今まで、体験利用をした利用者に対して、報酬算定をしたことがあるか					
受託居宅介護サービス	所要時間が15分未満の場合					
	所要時間が15分以上30分未満の場合					
	所要時間が30分以上1時間30分未満の場合					
	所要時間が1時間30分以上の場合					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
サービス管理責任者欠如減算	サービス管理責任者が常勤専従で配置できていなかった時期が一定期間存在するか					
サービス提供職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を事業所が満たしていない期間が存在するか					
個別支援計画未作成減算	個別支援計画を作成せずサービス提供をしているか					
大規模住居等減算	入居定員が8人以上21人未満の場合					
	入居定員が21人以上の場合					
	一体的な運営が行われている共同生活援助の入居定員の合計が21人以上の場合					
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等に係る記録を適切に残していない場合があるか					身体拘束記録
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が35%以上いるか					従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	常勤職員（実数）のうち、資格者が25%以上いるか					従業員資格書類
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	直接処遇職員の総数（常勤換算）のうち、75%以上が常勤職員であるか					
	常勤職員（実数）の30%以上が、3年以上当事業所で従事した職員であるか					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	視覚または聴覚もしくは言語機能に重度の障害が利用者の100分の30以上いる際、専門性を有する職員を追加で配置しているか。					
看護職員配置加算	基準に定める人員に加え、看護職員を常勤換算で1名以上配置しているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
夜間支援等体制加算（Ⅰ）	事業所に夜勤職員を配置し、夜間に利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか					
夜間支援等体制加算（Ⅱ）	事業所に宿直職員を配置し、夜間に利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか					
夜間支援等体制加算（Ⅲ）	利用者の緊急事態に対応できるよう、常時の連絡体制または防災体制を確保しているか					
夜間支援等体制加算（Ⅳ）	（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に夜勤職員を配置し、夜間を通じて利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか					出勤簿 日報 賃金台帳 個別支援計画
夜間支援等体制加算（Ⅴ）	（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に事業所に夜勤職員を配置し、夜間の一部の時間帯において、利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか				（Ⅳ）を算定している利用者については算定しない。	出勤簿 日報 賃金台帳
夜間支援等体制加算（Ⅵ）	（Ⅰ）を算定している事業所であって、更に事業所に宿直職員を配置し、夜間に利用者に対して必要な支援が行える体制を確保しているか				（Ⅳ）又は（Ⅴ）を算定している利用者については算定しない。	連絡体制 委託契約書
医療的ケア対応支援加算【R3.4.1～】	基準の人員に加え、さらに追加で看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要なものに対して支援を行った場合に算定しているか。				医療連携体制加算が算定される場合には算定しない。	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
日中支援加算（Ⅰ）	日中を施設外で過ごすことが困難な利用者に対して、個別支援計画に基づき必要な支援を行っているか					相談支援記録
日中支援加算（Ⅱ）	生活介護等利用者が心身の状況等によりサービスを利用できないまたは就労ができない場合、当該利用者に対して日中の支援を行っているか					
自立生活支援加算	退去する利用者に対し、退去後に必要な支援を行っているか					
入院時支援特別加算	当該月における入院期間の日数の合計が3日以上7日未満の場合に必要な支援を行っているか					
	当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合					
長期入院時支援特別加算	利用者が長期で入院した際、必要な支援を行っているか					
帰宅時支援加算	帰宅期間が3日以上7日未満の場合					
	帰宅期間が7日以上の場合					
長期帰宅時支援特別加算	利用者が長期で帰省した際、必要な支援を行っているか					
地域生活移行個別支援特別加算	医療観察法に基づく通院医療の利用者、刑務所出所者等に対して、必要な相談援助等を行っているか					
精神障害者地域移行特別加算	精神科病院に1年以上入院し、退院後1年以内の利用者に対して、資格を有している者が支援を行っているか					
強度行動障害地域移行特別加算	強度行動障害を有しているかつ入所施設に1年以上入所し、退所後から1年以内の利用者に対して、資格を有している者が支援を行っているか					

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
医療連携体制加算（Ⅰ）【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者1名に対して看護を行っているか。					
医療連携体制加算（Ⅱ）【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、利用者2名以上に対して看護を行っているか。					
医療連携体制加算（Ⅲ）【～R3.3.31】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、従業員に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか。					
医療連携体制加算（Ⅳ）【～R3.3.31】	喀痰吸引等が必要なものに対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか					
医療連携体制加算（Ⅴ）【～R3.3.31】	他の病院等と連携して看護師を24時間連絡できる体制を確保するとともに、重度化した場合の指針を定め、入居時に利用者に説明し同意を取っているか					
医療連携体制加算（Ⅰ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間未満）を行っているか				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅱ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（1時間以上2時間未満）を行っているか				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅲ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護（2時間以上）を行っているか				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅳ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、1回の訪問につき利用者8人を限度として看護を行っているか				（Ⅰ）～（Ⅲ）、看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅴ）【R3.4.1～】	医療機関等と連携し、看護職員を事業所に訪問させ、認定特定行為業務従事者に対して喀痰吸引等の指導を行わせているか。				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している場合は算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅵ）【R3.4.1～】	喀痰吸引等が必要なものに対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行っているか				（Ⅰ）～（Ⅳ）、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	
医療連携体制加算（Ⅶ）【R3.4.1～】	他の病院等と連携して看護師を24時間連絡できる体制を確保するとともに、重度化した場合の指針を定め、入居時に利用者に説明し同意を取っているか				看護職員配置加算、医療的ケア対応支援加算を算定している利用者については算定しない。	

点検項目	加算概要	算定事例		算定期間	特記事項	点検書類
		あり	なし			
〇〇加算（記載例）	～であるか	✓		〇年〇月～現在まで 〇年〇月～〇年〇月まで等		
通勤生活者支援加算	利用者のうち100分の50以上が通常の事業所に雇用されている際、日中に就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っているか					
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰを算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅱを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅳを算定					
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅴを算定					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）を算定				障害福祉課又は岐阜地域福祉事務所へ提出する実績報告書にて確認	

福祉・介護職員処遇改善加算

加算(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・特別・特定Ⅰ・特定Ⅱ)

事業所名 _____

点検項目	点検事項	点検欄	確認欄
【共通】	① 福祉・介護職員の賃金改善（退職手当を除く）に要する費用見込額が、この加算の算定見込額を上回る賃金改善計画を策定し、計画に基づき適切な措置を講じている	点検事項に適合	
	② 加算の算定額に相当する賃金改善を実施	点検事項に適合	
	③ 福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、届出をしている	周知かつ届出	
	④ 事業者において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績（介護職員処遇改善実績報告書）を報告している ア 福祉・介護職員以外を対象に含めていない イ 加算総額は国保連から通知された金額と原則一致している ウ 賃金改善額は賃金台帳等の金額と一致している	実績報告書の数字と一致 ・国保連の加算額通知書 ・賃金改善額明細書 ・賃金台帳等	
	⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていない	なし あり	
	⑥ 当該事業者において、労働保険料の納付が適正に行われている	該当 非該当	
	変更事由に該当する場合に「変更届」を提出している	提出 該当なし	
	事業継続のため賃金水準を引き下げる特別事情※に該当するため、「特別な事情に係る届出書」を提出した上で、介護職員の賃金水準を引き下げた	提出 該当なし	
	Ⅰ ⑦-1から⑦-3及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
	Ⅱ ⑦-1から⑦-2及び⑧のすべてに適合する	点検事項に適合	
Ⅲ ⑦-1または⑦-2及び⑧'に適合する	点検事項に適合		
Ⅳ ⑦-1、⑦-2または⑧'のいずれかに適合する	点検事項に適合		
Ⅴ 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特別 【共通】の①から⑥に適合する（⑦と⑧のいずれも満たさない）	点検事項に適合		
特定Ⅰ aとbとcに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている c 福祉専門職員配置等加算を算定している	点検事項に適合		
特定Ⅱ aとbに適合する a Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかに適合する b 職場環境等要件に関する取り組みを複数したうえで、ホームページ等で見える化を行っている	点検事項に適合		
⑦-1 【キャリアパス要件Ⅰ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた、任用要件（賃金に関するもの含む）及び賃金体系を定めている b aの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。	a 任用要件と賃金体系を定めている b 書面作成及び周知している	就業規則等の根拠規定	
⑦-2 【キャリアパス要件Ⅱ】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びア又はイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。 ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと イ 資格取得のための支援を実施すること b aについて、全ての福祉・介護職員に周知している	a 計画策定、研修実施（機会確保と能力評価又は支援実施） b 周知している	計画等の文書 研修等の記録	
⑦-3 【キャリアパス要件Ⅲ】（処遇改善加算Ⅰ） aとbに適合する。 a 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する仕組み ア 経験に応じて（勤続年数や経験年数等）昇給する仕組み イ 資格等に応じて昇給する仕組み ウ 一定の基準に基づき、定期に昇給を判定する仕組み（客観的な評価基準や昇給条件が名文化されていることが必要） b aの内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している	a 昇給の仕組み又は定期昇給の仕組みがある b 周知している	就業規則等の仕組みを規定した文書（就業規則、給与規定等）	
【個別】			

⑧	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ） 平成27年4月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	
⑧'	<p>【職場環境等要件】（処遇改善加算Ⅲ、Ⅳ） 平成20年10月から②の届出の日に属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知している。</p>	内容・費用を全介護職員に周知	